

平成22年4月7日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730096

研究課題名（和文） 知的財産法における間接侵害の総合的研究

研究課題名（英文） Indirect infringement of intellectual property rights

研究代表者

上野 達弘（UENO TATSUHIRO）

立教大学・法学部国際ビジネス法学科・准教授

研究者番号：80338574

研究分野：新領域法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：知的財産法、著作権法、間接侵害、寄与侵害、代位責任、カラオケ法理

1. 研究計画の概要

(1) 目的

著作権法におけるいわゆる「間接侵害」とは次のような問題である。すなわち、著作権の侵害を行う者がいる場合、この者に対する差止請求は当然に認められるが、このような者とは別に、侵害の手段を提供するなど何らかの形で侵害行為に関与する者がいる場合、この者がどのような責任を負うかという問題である。この問題をめぐる議論はますます盛り上がっているが、解釈論も立法論も一向に収束を見ていない。また、先行研究においては、差止請求の一般的理論や民法上の物権的請求権をめぐる議論および外国法に関して十分な蓄積があるとはいえない。そこで、本研究は、知的財産法全体における「間接侵害」について総合的な研究を行うことを目的とするものである。

(2) 内容

① わが国における議論の再整理

本件課題をめぐって、裁判例および学説において示されてきた考え方は実に多様である。そこで、本研究では、まず従来の議論を再整理し、その問題点をより一層明らかにする。

② 民法上の物権的請求権の研究

間接侵害に対する差止請求に関しては、民法上の物権的請求権ないし差止請求権の理論的根拠が密接に関わることはいうまでもないが、従来の知的財産法学においては、この点に関する総合的な研究が十分でなかった。そこで、本研究では、民法上の物権的請求権をめぐる議論を分析する。

③ 外国法の研究

間接侵害の問題は、諸外国においても同様

に生じている。そこで、本研究では、とりわけ議論の蓄積が豊富なドイツ法を中心として外国法を総合的に検討する。

④ 知的財産法全体における間接侵害の総合的研究

本研究は、間接侵害の中でも主として著作権法における間接侵害に焦点が当てられるものであるが、同法における解釈論・立法論を検討する際には、他の知的財産法における間接侵害規定およびこれをめぐる議論が重要である。そこで、本研究では、著作権法以外の知的財産法全体（とりわけ特許法、商標法）における間接侵害規定を網羅的に検討する。

2. 研究の進捗状況

(1) 学術研究の進捗

本件研究は、当初の予定にしたがって順調に進められていることはもちろんのこと、当初予定を超えた内容の研究が実現できつつある。

具体的には、上記研究内容で示した点、すなわち、わが国における議論の再整理、民法上の物権的請求権の研究はもちろんのこと、ドイツ法を中心とする外国法の研究に関しては、研究代表者（上野）が平成21年9月よりドイツ国ミュンヘンに所在するマックス・プランク知的財産法・競争法・租税法研究所に留学しており、そこで当初予想した以上の豊富な議論の蓄積に直接触れることができたため、本件課題の研究は当初の予定以上に進捗しているといえる。

また、本件課題をめぐるわが国の議論は国際的にも注目を集めているところ、本件研究の過程に際して、すでに一定の研究成果を日

本語のみならず英語においても発表することができており、この点も当初の予定を上回る成果として指摘しておきたい。

(2) 立法政策参画による研究の深化

また、以上のような学術的な研究にともない、研究代表者（上野）は、文化庁、経済産業省、知的財産戦略本部等における立法的な検討に委員として参画してきた。これは、一方で社会貢献を果たすものであると同時に、こうした場における実践的かつ最先端の議論を通じて、本件課題の多面的でバランスのとれた研究を深化することが可能になったものと考えられる。この点も本件研究の具体的な進捗をあらわすものとして強調しておきたい。

3. 現在までの達成度

① 当初の計画以上に進展している。

上述のように、本件研究は、当初の予定にしたがって進行しているだけでなく、ドイツ留学にともなう外国法研究の充実、外国語による成果発表、立法政策参画による研究の深化等といった点において、当初予定した以上の成果を上げつつあるといえる。

4. 今後の研究の推進方策

今後の推進方策としては、本件研究の十全たる実施はもちろんのこと、留学にともなう研究環境など、当初予定にはなかった利点を最大限に生かすことによって、本件研究のさらなる充実に努めたい。具体的にいうと、そこでは、外国人研究者との間でリアルタイムに繰り広げられる議論により積極的に参加することによって、国際的かつインタラクティブな議論を通じた研究の深化をはかること等を試みたい。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 9 件）

- ① Tatsuhiko Ueno, Rethinking the Provisions on Limitations of Rights in the Japanese Copyright Act : Toward the Japanese-style “Fair Use” Clause, 07/2009 AIPPI Journal pp.159-201 (2009) (査読無)
- ② 上野達弘「時代の流れと著作権法」ジュリスト1361号56～65頁（2008年）（査読無）
- ③ 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討」コピーライト560号2～29頁（2007年）（査読無）

〔学会発表〕（計 3 件）

〔図書〕（計 3 件）

- ① 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、2009年）68～124頁、248～282頁
- ② Silke von Lewinski (ed.) Tatsuhiko Ueno, Copyright Throughout the World, Chapter 22: Japan (Thomson/West, 2008) pp. 1-75

〔その他〕

○ウェブサイト：業績一覧

<http://www.rikkyo.ne.jp/web/uenot/list.html>